

回覧												

垂水市農林技術協会だより

第13号：令和6年3月1日発行

発行・事務局：垂水市農林課

問合せ先：32-1224（直通）

● 内容

- ・ **締切間近！**「農業物価高騰対策支援事業補助金」
- ・ **期限迫る！**「配合飼料価格高騰対策事業補助金」
- ・ 補助事業を活用して農業用機械・設備・施設等を取得された皆様へ



農林技術協会
だよりは市の
ホームページ
でも掲載して
います

※次回の農業用廃プラスチック回収は4月17日(水) に実施予定

締切間近！「農業物価高騰対策支援事業補助金」

農林業資材等の価格高騰に伴い、農林業の経営に多大な影響を受けている市内の事業者の負担を軽減することで、経営安定を図り、事業継続に必要な資材等の購入費用を支援いたします。**申請期限が迫っております**ので、申請をお済みでない方は、お早めの申請をお願いします。

【交付要件】

下記の全ての項目に該当する農林業者（法人を含む）

- （1）垂水市に住所を有していること
※法人にあっては、市内に事業所又は営業所を有すること
- （2）市税等の滞納がないこと
- （3）直近の農畜産物等販売金額（売上）が50万円以上であること
（法人の場合は、最新事業年度の販売金額が50万円以上）

【交付金額】

5万円

【必要書類等】

- （1）農林業資材等の領収書
※令和5年4月1日から令和6年3月15日までの期間で総額5万円以上
- （2）通帳のコピー
- （3）印鑑
- （4）直近の決算書等の写し（法人のみ）

【申請期限】

3月15日（金）まで

※本事業の申請につきましては、垂水市農林課にご相談ください。

期限迫る！「配合飼料価格高騰対策事業補助金」

配合飼料価格の高騰による畜産経営に及ぼす負担を緩和するため、配合飼料価格安定制度に加入している畜産経営体に対して、生産者積立金の一部を助成いたします。現在申請を受け付けておりますので、お済みでない方は、お早めの申請をお願いします。

【対象者】

下記の項目をすべて満たす畜産経営体（法人含む）

- (1) 市内に住所を有すること
※法人にあっては、市内に事業所又は営業所を有すること
- (2) 市税等の滞納がないこと
- (3) 市内に経営する畜舎があること
- (4) 配合飼料価格安定制度に加入していること

【対象経費】

配合飼料安定基金の令和5年度積立額

【補助額】

補助対象経費の6分の1以内（上限額100万円）

【必要書類等】

基金の契約書の写し及び基金の積立額の支払いを証明できる書類

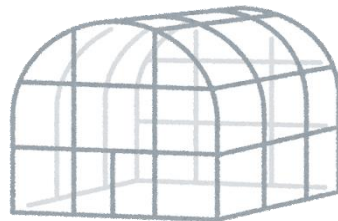
【申請期限】

3月25日（月）まで

※本事業の申請につきましては、垂水市農林課にご相談ください。

補助事業を活用して 農業用機械・設備・施設等を取得された皆様へ

今年度も終わりに近づいてきおります。年度末を迎えるにあたり、補助事業を通じて取得した農業用機械・設備・施設等の管理について改めて確認をお願いします。



国の補助事業で取得した農業用機械・設備・施設等（以下「機械等」といいます。）は、耐用年数（処分制限期間）が終わるまで、助成金の交付目的に即して使用し、適切に管理運営する必要があります。

相談されずに処分や使用方法の変更をされますと、補助金を返納していただく必要があります。相談されずに処分や使用方法の変更をされますと、補助金を返納していただく必要があります。必ず事前に垂水市農林課にご相談ください。

次の場合は、手続きが必要となります。

- (1) 助成金の交付の目的に反する機械等の使用、譲渡、交換、貸し付け、担保権設定、取壊し、使用中止など
- (2) 機械等の移転、更新、増築、模様替えなど
- (3) 機械等が天災その他の災害により罹災